

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	4
◎知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例	4
◎高知県地域活性化・公共投資臨時基金条例	5
◎高知県行政手続条例の一部を改正する条例	5
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	5
◎職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	6
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
◎高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例	9
◎高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	9
◎高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県立児童相談所設置条例の一部を改正する条例	11
◎高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12
◎高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	12
◎県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	13
◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例	14
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	15

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(高知県条例第1号)

1 条例制定の目的

本県の厳しい財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を平成22年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。)の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の報酬の月額(平成22年4月1日時点)	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	110,000円	109,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例(平成21年高知県条例第3号)は、廃止すること。(附則第2項)

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(高知県条例第2号)

1 条例制定の目的

本県の厳しい財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する者の報酬の月額並びに職員の管理職手当の月額を平成22年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間において、(1)から(3)までの給料等の減額を行うこと。

- (1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額 (平成22年4月1日時点)	減額後の給料月額 ()は、減額率
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	616,000円	(5%) 585,200円
常勤の監査委員	616,000円	(5%) 585,200円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

- (2) 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（収用委員会の予備委員を除く。）並びに監査委員の報酬月額について、当該額に2パーセントを乗じて得た額を減額すること。（第2条）

- (3) 職員の管理職手当の月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（第3条）

職員の区分	減額率
ア 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の20である職員	15%
イ 期末手当及び勤勉手当において人事委員会規則で定める管理職加算割合が100分の10である職員	12%
ウ ア及びイ以外の職員	10%

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県地域活性化・公共投資臨時基金条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

地域における公共投資を円滑に実施するため、高知県地域活性化・公共投資臨時基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、地域活性化・公共投資臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）

- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分することができる。（第4条）
- (5) この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失うこと。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県行政手続条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

1 条例改正の目的

補助金等の定義に係る規定の整備をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

高知県特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、高知県議会議員の議員報酬の額、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項に規定する者の報酬の額並びに知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成21年法律第65号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、3歳未満の子を養育する職員についての時間外勤務の免除の制度化等をするともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正を考慮し、育児休業等を行うことができない職員の範囲等について国家公務員に準じた措置を講ずるよう関係条例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年6月30日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令（昭和63年自治省令第26号）に規定する農村工業等導入地区内における工業等用設備の新増設をし、及び当該工業等用設備を工業等の用に供する期間要件の期限が経過したことを考慮し、農村工業等導入地区における県税の課税免除措置を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務を協議の調った市が処理することができるよう必要な改正をするとともに、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行による自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

幡多地域において業務に従事する看護師の確保を図るため、高知県立幡多看護専門学校の定員を増員することとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）が一部改正されたことに伴い、他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院で、当該臨床研修の管理を行うものの名称について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

国民健康保険広域化等支援基金事業の実施に係る国の通知が一部改正されたことを考慮し、貸付金の償還期限を5箇年度に延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

高知県立障害者スポーツセンターの体育館が改修されることに伴い、当該施設の使用料の額を改定するとともに、新たに附属設備の使用料を徴収することとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立児童相談所設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

児童虐待等緊急を要する際の対応の迅速化を図るため、児童相談所の管轄区域の見直し等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

高知県立県民文化ホールが改修されることに伴い、新たに多目的室の利用料金の上限

額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年7月1日から施行することとした。

◆高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

県民の利便性の向上を図るため、高知県立消費生活センターの休所日から日曜日を除くよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

◆高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

高知女子大学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習を行うこととするに伴い、当該講習に係る手数料を新たに徴収するとともに、県立高等学校の授業料の納付期限及び納付額について特例的な取扱いをすることができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成22年5月1日から施行することとした。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◆県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

高知女子大学の共学化に伴い、同大学の名称の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

緊急雇用創出事業臨時特例交付金が追加して交付されることに伴い、基金の設置目的として求職中の貧困・困窮者等に対して雇用及び就業機会の確保に向けた支援を行うことを加えることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき高知県立牧野植物園の管理を指定管理者に行わせる場合において、公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができるようにするとともに、同園の温室が建て替えられること等を考慮し、入園者が納付する利用料金の基準額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、別表第1の表の改正規定は、平成22年4月24日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

警察法施行令（昭和29年政令第151号）の一部が改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあっては「870,000円」と、議会の副議長にあっては「800,000円」と、議会の議員にあっては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあっては「109,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）

2 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成21年高知県条例第3号）は、廃止する。

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例

（知事等の給料の特例）

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料の月額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあっては100分の20、副知事にあっては100分の7、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあっては100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬の特例）

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)別表第1及び別表第2に掲げる者のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(収用委員会の予備委員を除く。)並びに監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、同条例第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる報酬月額からその額に100分の2を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「職員の条例」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下この条において「公立学校職員の条例」という。)第5条第1項各号に掲げる給料表又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下この条において「警察職員の条例」という。)別表第1の警察官給料表の適用を受ける職員(職員の条例第4条第1項第4号アに掲げる医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、高知県立療育福祉センターに勤務する職員を除く。以下この条(各号を除く。)において「職員」という。)に係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項、公立学校職員の条例第12条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下この条において「基礎管理職手当月額」という。)からその額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

(1) 職員の条例第21条第5項(職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)又は警察職員の条例第21条第5項(警察職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(次号において「管理職加算を受ける職員」という。)のうち、人事委員会規則で定める職員の職の区分に応じて人事委員会規則で定める割合(同号において「管理職加算割合」という。)が100分の20である職員 100分の15

(2) 管理職加算を受ける職員のうち、管理職加算割合が100分の10である職員 100分の12

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の10

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高知県地域活性化・公共投資臨時基金条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

高知県地域活性化・公共投資臨時基金条例

(設置)

第1条 地域における公共投資を円滑に実施するため、高知県地域活性化・公共投資臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、地域活性化・公共投資臨時交付金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

高知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例

高知県行政手続条例(平成7年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第12号中「補助金(高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)に規定する補助金をいう。)等」を「補助金等(県が交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「910,000円」を「900,000円」に、「830,000円」を「820,000円」に、「780,000円」を「770,000円」に改める。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「111,000円」を「110,000円」に改める。
別表第1中「275,000円」を「272,000円」に、「198,000円」を「195,000円」に、「151,000円」を「149,000円」に、「118,000円」を「117,000円」に、「242,000円」を「239,000円」に、「211,000円」を「208,000円」に、「182,000円」を「180,000円」に、「152,000円」を「150,000円」に、「91,000円」を「90,000円」に、「9,100円」を「9,000円」に改める。
別表第2中「71,000円」を「70,000円」に、「57,000円」を「56,000円」に、「9,700円」を「9,600円」に、「9,100円」を「9,000円」に改める。
別表第3中「12,200円」を「12,000円」に改める。
(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,240,000円」を「1,220,000円」に、「950,000円」を「940,000円」に改める。
別表第2中「624,000円」を「616,000円」に、「790,000円」を「780,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

職員の子の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第5条第2項(育児休業法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)、第6条第3項」に改める。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)の期間とする。

第3条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改める。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務をしている職員が産前」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第23条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、同条第2項中「次条第3項」を「次条第4項」に改め、「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削る。

第9条の2第1項中「正常な運営を妨げる」を「運営に支障がある」に改め、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「勤務を除く」を「勤務を除く。次項において同じ」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に、「前項」を「第2項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「正常な運営を妨げる」を「運営に支障がある」に改め、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「勤務を除く」を「勤務を除く。次項において同じ」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、「(以下この項において「要介護者」という。)」を削り、「除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者」を「除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条において「要介護者」という。))」に、「介護」と、「を「介護する」と、」に、「前項」を「第2項」に、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、人事委

員会規則で定めるところにより、当該子を養育」を「が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」に、「介護」と読み替えるを「介護する」と読み替える」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、前条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第4条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、同条第2項中「次条第3項」を「次条第4項」に改め、「(職員の配偶者でその子の親であるものが、常態としてその子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削る。

第9条の2第1項中「正常な運営を妨げる」を「運営に支障がある」に改め、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「勤務を除く」を「勤務を除く。次項において同じ」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に、「前項」を「第2項」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 本部長は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、旅館業用設備若しくは工業等用設備」を「若しくは旅館業用設備」に改める。

第2条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」を「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「過疎特措法」という。)」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第

7号を削り、同条第8号中「次条第4項」を「次条第3項」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条第1項第1号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎特措法」に改め、同項第2号中「(次項において「青色申告書を提出する者」という。)」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第4条第1項第1号中「前条第1項又は第2項」を「前条第1項」に、「、旅館業用設備又は工業等用設備(工業等用設備については、展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)」を「又は旅館業用設備(」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「過疎地域の」を「過疎特措法第2条第2項の規定による」に改め、同号ア中「、旅館業用設備又は工業等用設備」を「又は旅館業用設備」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 過疎地域における不動産取得税 過疎特措法第2条第2項の規定による公示の日後における租特法第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号に該当する家屋又はその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の額

第5条第2項中「第3条第1項又は第2項の規定に」を「第3条第1項の規定に」に、「第3条第1項又は第2項の規定が」を「同項の規定が」に改める。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年1月1日前にこの条例による改正前の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条第2号に規定する農村工業等導入地区内において、旧条例第3条第2項に規定する要件に該当した者に対する同項の規定による課税免除の措置については、なお従前の例による。

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表17の項中「第66条第2項」を「第79条第2項」に、「第56条第1項及び第3項」を「第68条第1項及び第3項」に改め、同表中

<p>26 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第19条第1項及び第2項の規定による未熟児等の訪問指導 イ 法第19条第3項の規定による未熟児等の訪問指導を行うときの市町村長への通知</p>	<p>中芸広域連合</p>
--	---------------

を
「

<p>26 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第19条第1項及び第2項の規定による未熟児等の訪問指導 イ 法第19条第3項の規定による未熟児等の訪問指導を行うときの市町村長への通知</p>	<p>中芸広域連合</p>
<p>27 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア 法第23条第1項の規定に基づく指定医による診察及び必要な保護の申請の受理 イ 法第24条の規定による警察官からの通報の受理 ウ 法第26条の2の規定による精神科病院の管理者からの届出の受理 エ 法第26条の3の規定による心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報の受理 オ 法第27条第1項の規定によるアからエまでの申請、通報及び届出に基づく指定医による診察の実施 カ 法第27条第2項の規定に基づく指定医による診察の実施 キ 法第27条第3項の規定によるオ及びカの診察に係る立会い ク 法第27条第4項の規定に基づくオ及びカの診察を受ける者の居住する場所への立入り ケ 法第28条第1項の規定によるオの診察の日時及び場所の通知 コ 法第29条第1項の規定に基づくオ及びカの診察の結果に基づく入院措置 サ 法第29条第3項の規定によるコの入院措置に係る書面による通知 シ 法第29条の2第1項の規定に基づく指定医による診察の実施及び入院措置 ス 法第29条の2第2項の規定によるシの入院措置を採った者に係るコの入院措置の決定（当該決定に係る法第29条の3の通知を含む。） セ 法第29条の2第4項において準用する法第27条第4項の規定に基づくシの診察を受ける者の居住する場所への立入り ソ 法第29条の2第4項において準用する法第29条第3項の規定によるシの入院措置に係る書面による通知 タ 法第29条の2の2第1項の規定によるコ及びシの入院措置に係る病院への移送 チ 法第29条の2の2第2項の規定によるタの移送に係る書</p>	<p>高知市</p>

<p>面による通知 ツ 法第29条の2の2第3項の規定に基づくタの移送に係る行動の制限 テ 法第29条の4の規定によるコの入院措置に係る精神科病院又は指定病院の管理者からの意見の聴取、指定医による診察の実施及び当該入院措置の解除 ト 法第29条の5の規定による精神科病院又は指定病院の管理者からの届出の受理 ナ 法第31条の規定に基づくコ及びシの入院措置に係る費用の徴収 ニ 法第34条第1項から第3項までの規定に基づく指定医による診察の実施及び医療保護入院等のための精神科病院への移送 ヌ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第2項の規定によるニの移送に係る書面による通知 ネ 法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項の規定に基づくニの移送に係る行動の制限 ノ 法第40条の規定に基づく仮退院の許可</p>	
---	--

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の高知県の事務処理の特例に関する条例第2条の表27の項の左欄に掲げる事務に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては高知市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、高知市長がした処分その他の行為又は高知市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

~~~~~  
高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第9号**

**高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**  
高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中「25人」を「35人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第10号

##### 高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例の一部を改正する条例

高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例（平成19年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3条第2項第1号中「管理型臨床研修病院」を「基幹型臨床研修病院」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第11号

##### 高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3箇年度」を「5箇年度」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第12号

##### 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条第1項中「以下この条及び第9条において「施設」を「その附属設備を含む。以下「利用施設」に、「利用の許可に関する業務」を「スポーツセンターの管理」に、「次項及び次条」を「以下この条並びに次条第1項及び第7条」に改め、同条第2項中「利用の許可」を「許可」に改め、同項第3号中「施設」を「利用施設」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 指定管理者は、第1項の許可にスポーツセンターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用する者の責務等）

**第6条** スポーツセンターを利用する者は、スポーツセンター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

2 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用施設の利用に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第7条の見出し中「利用の許可」を「許可」に改め、同条中「前条第1項の利用の許可」を「第5条第1項の許可」に、「又は許可の条件」を「又は同条第3項の規定に基づく許可の条件」に改め、同条第1号中「この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者の指示した事項」を「第5条第1項後段又は前条の規定」に改め、同条第2号中「利用者が利用の」を「利用者が第5条第3項の規定に基づく」に改め、同条第3号中「利用者が」を「利用者が第5条第1項の」に、「許可を」を「同項の許可を」に改め、同条第4号中「認められるとき」を「認めるとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第9条第1項中「次に掲げる者が施設」を「次の各号に掲げるいずれかの者が利用施設」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第11条の見出しを「（損害賠償義務）」に改め、同条中「利用者」を「スポーツセンターを利用する者」に、「過失により」を「過失によりスポーツセンターの」に改める。

第12条中「管理は」を「管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき」に改める。

第13条第1号中「第6条第1項及び第2項」を「第5条」に、「利用の許可の」を「許可の」に改め、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3号中「及び設備」を「、設備等」に改める。

第14条中「の規定による」を「に規定する指定管理者の」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第15条の見出し中「の指定」を「の指定等」に改め、同条第1号中「その事業計画書」を「前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）」に改め、同条第2号中「その事業計画書」を「事業計画書」に改め、同条第3号中「その事業計画書」を「事業計画書」に、「有するもの」を「有しており、又は確保することができるもの」に改め、同条第4号中「その事業計画書」を「事業計画書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第16条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年度の途中において、第18条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

第16条第2号中「経費」を「経費等」に改める。

第18条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定等の告示）

**第18条の2** 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第15条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第15条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第19条中「前条第1項の規定により」を「第18条第1項の規定に基づき」に、「又は設備」を「、設備等」に改める。

第20条中「(以下この条において「従事者」という。)」を削り、「個人情報」を「、個人情報」に、「従事者の職務」を「業務に従事している者がその職務」に改める。

別表第1中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「体育館」を「体育館アリーナ」に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2** (第8条関係)

| 区分      |         | 使用料   |                  |                  |
|---------|---------|-------|------------------|------------------|
|         |         | 単位    | 午前9時から<br>午後5時まで | 午後5時から<br>午後9時まで |
| 研修室     | 18歳未満者等 | 1時間   | 420円             | 630円             |
|         | その他の者   | 1時間   | 510円             | 730円             |
| 卓球室     | 18歳未満者等 | 1台1時間 | 100円             | 150円             |
|         | その他の者   | 1台1時間 | 150円             | 210円             |
| 盲人卓球室   | 18歳未満者等 | 1台1時間 | 100円             | 150円             |
|         | その他の者   | 1台1時間 | 150円             | 210円             |
| プレイルーム  | 18歳未満者等 | 1人1時間 | 40円              | 50円              |
|         | その他の者   | 1人1時間 | 80円              | 100円             |
| アーチェリー場 | 18歳未    | 1人1時間 | 50円              | 100円             |

|         |       |         |               |               |        |        |
|---------|-------|---------|---------------|---------------|--------|--------|
|         |       |         | 満者等           |               |        |        |
|         |       |         | その他の者         | 1人1時間         | 100円   | 150円   |
| テニスコート  | 1面利用  | 18歳未満者等 | 1時間           |               | 210円   | 300円   |
|         |       | その他の者   | 1時間           |               | 420円   | 630円   |
|         | 壁打ちのみ | 18歳未満者等 | 1人1時間         |               | 50円    | 100円   |
|         |       |         | その他の者         | 1人1時間         | 100円   | 150円   |
| グラウンド   | 専用利用  | 18歳未満者等 | 1人1時間又は1団体1時間 |               | 210円   | —      |
|         |       | その他の者   | 1人1時間又は1団体1時間 |               | 420円   | —      |
|         | 個人利用  | 18歳未満者等 | 1人1時間         |               | 50円    | —      |
|         |       | その他の者   | 1人1時間         |               | 100円   | —      |
| 直走路     | 専用利用  | 18歳未満者等 | 1人1時間又は1団体1時間 |               | 210円   | —      |
|         |       | その他の者   | 1人1時間又は1団体1時間 |               | 420円   | —      |
|         | 個人利用  | 18歳未満者等 | 1人1時間         |               | 50円    | —      |
|         |       | その他の者   | 1人1時間         |               | 100円   | —      |
| 体育館アリーナ | 専用利用  | 全面      | 18歳未満者等       | 1人1時間又は1団体1時間 | 550円   | 650円   |
|         |       | その他     | 1人1時間又は       |               | 1,100円 | 1,300円 |

|               |      |         |                   |        |      |
|---------------|------|---------|-------------------|--------|------|
|               |      | の者      | 1団体1時間            |        |      |
|               | 半面   | 18歳未満者等 | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 280円   | 330円 |
|               |      | その他の者   | 1人1時間又は<br>1団体1時間 | 550円   | 650円 |
|               | 個人利用 | 18歳未満者等 | 1人1時間             | 60円    | 70円  |
|               |      | その他の者   | 1人1時間             | 110円   | 130円 |
| 体育館アリーナの冷暖房設備 | 全面   | 1時間     | 1,100円            | 1,100円 |      |
|               | 半面   | 1時間     | 550円              | 550円   |      |

備考 1 この表において、「18歳未満者等」とは18歳未満の者又は高等学校の生徒その他これに準ずる者（これらの者が全体の半数以上である団体を含む。）を、「その他の者」とは18歳未満者等以外の者をいう。

2 「午後5時から午後9時まで」には、第3条に規定する休所日又は午前9時から午後9時まで以外の時間に利用施設を利用する場合を含むものとする。

3 使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

4 使用料の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。



高知県立児童相談所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第13号**

**高知県立児童相談所設置条例の一部を改正する条例**

高知県立児童相談所設置条例（昭和27年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県児童相談所設置条例**

第1条中「児童福祉法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び児童福祉法」に、「高知県立児童相談所」を「児童相談所」に改める。

第2条中「高知県立児童相談所」を「児童相談所」に、「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

| 名称         | 位置   | 管轄区域                                                                            |
|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 高知県中央児童相談所 | 高知市  | 高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市<br>須崎市 香南市 香美市<br>安芸郡<br>長岡郡<br>土佐郡<br>吾川郡<br>高岡郡（四万十町を除く。） |
| 高知県幡多児童相談所 | 四万十市 | 宿毛市 土佐清水市 四万十市<br>高岡郡のうち四万十町<br>幡多郡                                             |

別表を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に規定するものを除き、この条例の施行の日（同項において「施行日」という。）前に次の表の左欄に掲げる児童相談所がした処分その他の行為は、同表の右欄に掲げる児童相談所がそれぞれしたものとみなす。

|             |            |
|-------------|------------|
| 高知県立中央児童相談所 | 高知県中央児童相談所 |
| 高知県立幡多児童相談所 | 高知県幡多児童相談所 |

3 施行日前に高知県立中央児童相談所が高岡郡四万十町においてした処分その他の行為は、高知県幡多児童相談所がしたものとみなす。



高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第14号**

**高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

|        |        |        |         |         |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 第1多目的室 | 3,250円 | 4,340円 | 5,850円  | 13,440円 |
| 第2多目的室 | 1,890円 | 2,520円 | 3,400円  | 7,810円  |
| 第3多目的室 | 5,950円 | 7,930円 | 10,710円 | 24,590円 |
| 第4多目的室 | 3,340円 | 4,460円 | 6,010円  | 13,810円 |
| 第5多目的室 | 2,500円 | 3,340円 | 4,510円  | 10,350円 |
| 第6多目的室 | 7,310円 | 9,750円 | 13,160円 | 30,220円 |
| 第7多目的室 | 2,200円 | 2,940円 | 3,960円  | 9,100円  |
| 第8多目的室 | 2,200円 | 2,940円 | 3,960円  | 9,100円  |

を

|         |        |         |         |         |
|---------|--------|---------|---------|---------|
| 多目的室第1  | 1,510円 | 1,940円  | 2,530円  | 5,520円  |
| 多目的室第2  | 1,510円 | 1,940円  | 2,530円  | 5,520円  |
| 多目的室第3  | 1,890円 | 2,420円  | 3,170円  | 6,900円  |
| 多目的室第4  | 1,670円 | 2,150円  | 2,800円  | 6,110円  |
| 多目的室第5  | 7,290円 | 9,360円  | 12,230円 | 26,640円 |
| 多目的室第6  | 7,830円 | 10,060円 | 13,130円 | 28,620円 |
| 多目的室第7  | 2,700円 | 3,470円  | 4,530円  | 9,870円  |
| 多目的室第8  | 2,700円 | 3,470円  | 4,530円  | 9,870円  |
| 多目的室第9  | 2,320円 | 2,980円  | 3,890円  | 8,480円  |
| 多目的室第10 | 1,890円 | 2,420円  | 3,170円  | 6,900円  |

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、平成23年7月1日から施行する。  
(経過措置)

- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第15号****高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例(昭和47年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

- 土曜日
- 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- 12月29日から翌年の1月3日までの日

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第16号****高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例**

高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の5を第3条の6とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

**第3条の5** 高知女子大学において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第9条の3第1項に規定する免許状更新講習(第10条第3項において「免許状更新講習」という。)を受けようとする者は、1時間につき1,000円の免許状更新講習手数料を納付しなければならない。

第4条第1項中「毎月20日」を「毎月20日(次の各号に掲げる月分にあつては、当該各号に掲げる日)」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる月分については、当該各号に掲げる日までとする」を「知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない」に改め、同条第4項中「県立高等学校の受講料並びに」を「受講料、」に改め、「研修料及び」を削り、「授業料」を「授業料、研修料及び免許状更新講習手数料」に改める。

第10条第1項中「研修料」を「研修料、免許状更新講習手数料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 第1項本文の規定にかかわらず、免許状更新講習手数料については、次の各号に掲げる者に限り、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

- 免許状更新講習の各講座を開始する日の8日前までに当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額から1,000円を控除して得た額

(2) 免許状更新講習の各講座を開始する日の7日前から前日までの間に当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額の2分の1に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。別表中

|                |                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 7 県立大学入学手数料    | 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4又は第3条の5第1項 |
| 8 県立大学入学科      |                                                                                   |
| 9 県立学校授業料      |                                                                                   |
| 10 県立高等学校受講料   |                                                                                   |
| 10の2 県立大学研修料   |                                                                                   |
| 10の3 学位論文審査手数料 |                                                                                   |

を

|                 |                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 県立大学入学手数料     | 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5又は第3条の6第1項 |
| 8 県立大学入学科       |                                                                                         |
| 9 県立学校授業料       |                                                                                         |
| 10 県立高等学校受講料    |                                                                                         |
| 10の2 県立大学研修料    |                                                                                         |
| 10の3 免許状更新講習手数料 |                                                                                         |
| 10の4 学位論文審査手数料  |                                                                                         |

に改める。

~~~~~  
県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年高知県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び位置」を「、位置等」に改め、同条中「次に掲げる」を「次の表の」に改め、同条の表中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

第3条の2及び第3条の3第1項中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(次項において「旧条例」という。)の規定により設置された高知女子大学(以下この項において「旧高知女子大学」という。)は、この条例による改正後の県立大学の設置及び管理に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧高知女子大学に在学する者が旧高知女子大学に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の規定の適用については、同条例第3条第1項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第17号)附則第2項の規定により存続するものとされた同条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年高知県条例第40号)の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。)」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

3 旧条例の規定により高知女子大学に置かれた大学院(以下この項において「旧大学院」という。)は、新条例の規定にかかわらず、平成23年3月31日において旧大学院に在学する者が旧大学院に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。この場合における高知県立学校授業料等徴収条例の規定の適用については、同条例第1条第3項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院(県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第17号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例(昭和28年高知県条例第40号)の規定により高知女子大学に置かれた大学院をいう。以下同じ。)」と、同条例第2条第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、同条例第3条第1項の表中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学(改正条例附則第2項の規定により存続するものとされた改正条例による改正前の県立大学の設置及び管理に関する条例の規定により設置された高知女子大学をいう。第4条第2項において同じ。)」と、同条例第3条の6第2項中「高知県立大学大学院」とあるのは「高知女子大学大学院」と、「当該大学院」とあるのは「高知県立大学大学院」と、同条例第4条第2項中「高知県立大学」とあるのは「高知女子大学」とする。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

4 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表及び同条第2項中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改め、同条第3項中「高知女子大学大学院」を「高知県立大学大学院」に改める。

第2条第1項の表中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改め、同条第2項中「高

知女子大学大学院」を「高知県立大学大学院」に改める。

第3条第1項の表、第3条の4及び第3条の5中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

第3条の6中「高知女子大学大学院」を「高知県立大学大学院」に改める。

第4条第2項及び第10条第2項中「高知女子大学」を「高知県立大学」に改める。

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「創出等」を「創出等並びに求職中の貧困・困窮者等に対する雇用及び就業機会の確保に向けた支援」に改める。

第5条を第6条とし、第4条に次のただし書を加え、同条を第5条とする。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた前条第1項の緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）を当該交付の目的ごとに区別して行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「による管理」を「による管理等」に改め、同条中「指定管理者として」を削り、「という。）に」を「という。）にこれを」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により指定管理者に植物園の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、植物園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第19条各号に掲げる書類の提出を求め、第20条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判

断するものとする。

第5条中「得たときのほか」を「得たときを除き」に、「利用させてはならない」を「これらを利用することができない」に改める。

第6条第1項中「」及び南園展望デッキ（次項において）を「以下」に、「同項並びに次条第1項」を「次項及び第3項（これらの規定を次条第2項において準用する場合を含む。）並びに同条第1項、第7条の2」に改め、同条第2項中「該当するとき」を「該当する場合」に改め、同項第3号中「掲げるもののほか」を「掲げる場合のほか」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、第1項の許可に植物園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第7条第2項中「前条第2項」を「前条第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用する者の責務）

第7条の2 植物園を利用する者は、植物園内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

第8条中「前条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第9条第1項中「又は許可」を「又は第6条第3項（第7条第2項において準用する場合を含む。第2号において同じ。）の規定に基づく許可」に改め、同項第1号中「この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者の指示した事項」を「第6条第1項後段、第7条第1項後段又は第7条の2の規定」に改め、同項第2号中「利用者が」を「利用者が第6条第3項の規定に基づく」に改め、同項第3号中「許可」を「第6条第1項若しくは第7条第1項の許可」に改め、同条第2項ただし書中「基づき同項の」を「該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条中「以下この条及び第16条において」を「以下」に改める。

第12条中「利用者」を「入園者及び利用者」に改める。

第13条中「、別表第2及び」を「及び別表第2に定める基準額並びに」に、「定める基準額」を「定める計算単位当たりの基準額」に、「承認を受けて」を「承認を得て」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の展示に係る1人1回当たりの利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

第16条第2項中「、別表第2及び」を「及び別表第2に定める基準額並びに」に、「利用料金の基準額」を「計算単位当たりの基準額」に、「で定める」を「で定めるもの」とし、別表第2備考及び別表第3備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の展示に係る1人1回当たりの入園料の額については、知事がその都度定めるものとする。

第18条第1号中「利用の許可等」を「施設の利用の許可等」に、「撮影の許可等」を「写真等の撮影の許可等」に、「利用又は撮影」を「施設の利用又は写真等の撮影」に改める。

第19条中「第2条」を「第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項」に改め、同条第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第20条第1項中「選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する」を「選定する」に改め、同項第1号中「以下この条」を「以下この項」に改め、同項第3号中「確保できる」を「確保することができる」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

第21条第1号中「実施状況」を「実施状況並びに入園者」に改め、同条第3号中「経費」を「経費等」に改める。

第23条第2項中「その賠償の責め」を「、賠償責任」に改める。

第24条第1号中「第20条第1項」を「第20条第2項」に改め、同条第2号中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

第25条中「施設又は設備」を「施設、設備等」に改める。

第26条中「個人情報」を「、個人情報」に改める。

第27条中「の施行について」を「に定めるもののほか、植物園の管理に関し」に改める。

別表第1中「(第13条関係)」を「(第13条、第16条関係)」に改め、同表の表中「500円」を「700円」に、「400円」を「600円」に、「2,000円」を「2,800円」に改め、同表備考1を削り、同表備考2を同表備考とする。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第13条、第16条関係)」に改め、同表の表南園展望デッキの項を削り、同表備考1中「(休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」を「この表において、(休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 「土曜日、日曜日及び休日の午前9時から午後5時まで」には、第3条に規定する休園日又は午前9時から午後5時まで以外の時間に利用施設を利用する場合を含むものとする。

別表第3中「(第13条関係)」を「(第13条、第16条関係)」に改め、同表備考1中「計算単位当たりの基準額」を「利用料金の計算において、計算単位当たりの基準額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の表の改正規定は、平成22年4月24日から施行する。



高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項の表中「433人」を「435人」に、「449人」を「450人」に、「464人」を「465人」に、「1,574人」を「1,578人」に、「1,888人」を「1,892人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。